

声明「安倍政権の高等教育政策」批判

—山形大学の将来を憂える—

2014年9月30日 日本科学者会議山形支部常任幹事会

◇ 安倍政権の高等教育政策の本質

日本の大学は歴史的な転換点にある。「大学のガバナンス改革」を掲げた最近の一連の政府・文部科学省の高等教育政策は、2004年の国立大学法人化の意図を本格的に実現し「総仕上げ」をはかる内容となっている。

その究極的なねらいは、安倍政権の国家戦略を支える大学づくりにある。経済同友会や経団連といった財界諸団体の各提言、政府が閣議決定した「日本再興戦略」や中央教育審議会答申をふまえた「国立大学改革プラン」(2013年11月文科省策定)は、グローバル化に対応できる人材育成、科学技術イノベーションの拠点化、ガバナンス機能の強化を提起した。これらはグローバル企業など大企業を中心とする財界が、台頭する新興国を含む国際競争に打ち勝つために大学に求めた内容にほかならない。

従来高等教育政策と異なるのは、その手法にもある。昨年度までに各国立大学の学部などにつき分野別に類型化して文科省が実施した「ミッションの再定義」では、大学の自主的判断よりも同省の意向が強く反映された。上記の提起が各大学・学部のミッションに挿入され、とくに人文系や教員養成系の学部に対しては組織の改廃を同省が書き込んだ。大学教員給与制度に業績評価による年俸制の導入も提起され、各大学には同省が示した数値目標通りの導入が命じられた。2016年度からの第3期中期目標期間では運営費交付金の3~4割を各大学の改革達成度に応じた配分に充てるとした。行政指導のレベルがより直接介入的なものに高められ、かつ大学予算の基本部分に食い込むレベルの財政誘導をおこなうという、極めて強権的な手法といえる。

また、今年8月に公布された改正学校教育法は、戦後日本の「大学の自治」の基盤となってきた教授会の権限を「教育に関する事項」について学長に意見を述べることに制限した。教員採用などの人事権を教授会から取り上げ学長が決定するとした。文科省は「改正法の趣旨」を徹底するべく省令により施行規則を改正し、さらには施行通知と学内規則見直しのチェックリストの作成までおこない、各大学への「指導」を強めている。これにより、法人化後も従来通り教授会審議が尊重されてきた国立大学の意思決定過程や運営システムを学長に権限を集中させる形態に徹底して改変することがめざされている。教授会を「改革を妨げる勢力」と決めつけて斥け、少数の管理職によるトップダウンを一方向的に強化する改革の発想は、一般の教職員の協同や創造性・主体性に信頼をおかないで彼らを「客体」としてのみ扱う、ある意味で「愚民」観にもとづくものと言わざるをえない。

「国立大学改革プラン」は冒頭で「自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化」や「より個性豊かな魅力ある国立大学」の実現を標榜したが、これら政府・文科省による高等教育政策は真逆の結果を生み出しつつある。ミッション再定義により、例えば地方国立大学では地元高校生の関心やニーズがあまりなくともグローバル人材養成の学部・学科新設が計画され強行されようとしている。グローバル化とイノベーションをキーワードとする大学づくりが全国ほぼ画一的に進められ、各大学が培ってきた「個性豊かな魅力」がむしろ見えにくくなるとの高校側からの危惧も出始めている。これまでも各大学では学部・分野毎に国際化教育にも力を入れてきたがグローバル化対応の大学づくりはこれまでとは方向性や質が異なる。「日本再興戦略」にある「世界に勝てる真のグローバル人材」とはグローバル企業の担い手にほかならず、「科学技術イノベーションの推進」

とは世界市場で勝利する技術開発にほかならない。グローバル企業の中核は多国籍企業化しており、海外に足場をもつ多国籍企業の経営発展が必ずしも国民経済の発展には結果しないことを念頭に置くならば、そこで目指されている教育研究は誰のためのものか、これらの提言の一番の目的がグローバル企業の経営発展に直接間接に奉仕する大学づくりであることがあきらかとなる。

安倍政権のもとで消費税増税と法人税減税がめざされ大企業に内部留保された莫大な蓄積は国民経済の活性化には活用されてはいない。また、労働規制緩和策により正社員の解雇がしやすくなり非正規労働者がさらに増加する傾向にあり、内需の減退と日本の格差社会化がさらに進んでいる。不況と貧困、福祉制度の改悪のなかで女性への差別や負担は改善されず拡大し少子化の要因に結果し、若者の人口減少によりますます内需の減少が見込まれるという悪循環が引き起こされている。国民の経済生活が犠牲にされ悪化する一方、グローバル企業など大企業が内需に依拠できず世界市場で生き残るための、いわば転倒した成長戦略が「日本再興戦略」であり、それを受けた高等教育政策の方針が「国立大学改革プラン」であることを私たちはよく認識しなければならない。

◇ 大学構成員の主体性を否定する「ガバナンス改革」

改正国立大学法人法では外部委員が半数を占める学長選考会議が学長選考の「基準」を定めることが規定された。その「基準」はその時々々の政府の政策方針にしたがう大学づくりをおこなえる資質を学長候補に求めるものとなることが予想される。改正学校教育法もあわせた一連の法改正のもとでの各大学における学内諸規則改正案では、学長選考会議による学長の選考・任命の徹底、学長による学部長の任命制が規定されてきている。そこでは、各大学の一般の教職員が選挙で学長や学部長を選出する方法が排除され、「学長のビジョンを共有できる学部長の任命」（中教審答申）を趣旨としてトップダウンで大学・学部の執行部を任免することがめざされている。教授会のあらゆる議決権の廃止も規定され、一般の教職員は意見を述べられるが決定には参画できない。まさに、「選ばれた」少数の管理職による専制的な大学運営が実行できる体制づくりである。これら一連のガバナンス改革が文字通り各大学に貫徹したならば、多様な考えや価値の共存共生という大学の特性の確保・発展や一般の教職員の組織（大学・学部など）に対する能動的主体性の発揮、あるいは管理職の正統性や支持の獲得などといった、およそ組織の運営において不可欠な基盤・条件は喪失ないし著しく制約されるだろう。一般の教職員は自らの手でこの大学をつくり担っているという自覚を持たず、主体的な意欲の喪失と無責任からくる倫理的な退廃が各大学で進行することが予想される。

先進国の大学の発表総論文数を国別に比較すると、国立大学法人化がおこなわれた2000年代の半ばから唯一日本の大学だけが低落傾向にあるとするデータがある。日本の高等教育予算の対GDP比は、OECD加盟国中の最低クラスであるとするデータもつとに知られているが、法人化後の基盤研究費のさらなる削減と紐付きの競争的資金化、あるいは申請書類の作成や評価業務に追われるようになった教員の多忙化もその原因となっている。財界の提言などには世界の大学ランキングにおける日本の大学の地位低下の要因を「改革を妨げている」教授会に求める論調があるが転倒した議論である。こうした状況のなかでは個々の教員は競争的資金の獲得のために短期成果主義にますます陥り、長期間でなければ達成できない真にオリジナルな基礎的研究成果は一層生み出されにくくなるであろう。

そして、一般の教職員の能動的な主体性を基盤にできない大学執行部は、権限が集中した管理業務にも忙殺されるなかで、ほぼ決定され命じられてくる定型的な文科省の大学政策にますます依存するほかはなく、こうした悪循環のもとでは、国全体の科学技術向上の真の基礎となる裾野の広い多様な教育研究の展開や息の長い研究開発を基礎とした創造的な成果は生まれにくく、それらを基盤にした各大学・学部の個性的な組織的發展も展望できないであろう。

さらに注意すべきは、軍学共同の動きである。政府による「集団的自衛権」の解釈改憲にもとづく閣議決定には世界展開するグローバル企業の施設・資産の保全や市場の安定確保も視野に入っている。アメリカや軍需

関連企業などの要求をふまえて武器禁輸三原則を撤廃し特定秘密保護法を成立させた安倍政権は、2013年12月に閣議決定した防衛計画大綱などで大学や研究機関との巨額な資金による軍学共同研究の推進を提起した。実際に大学・研究機関と防衛省防衛技術研究本部との軍学共同研究の協定は2013年以降だけで9件にもものぼり急増しつつある。今年5月に軍事研究を拒否する判断を東京大学がおこなったが、改正学校教育法にもとづくガバナンス改革はそうした動きを封じ込め各大学において軍事研究を推進しやすい体制をつくり出すことに結果する虞がある。

このように日本の大学は安倍政権による「国策にしたがう大学づくり」に直面している。高等教育政策にみられる強権的な手法は、もはや「大学の自治」や「大学の自律性・自主性」を尊重する政策スタンスにはない。そこでは、戦前・戦中において日本の大学が自由な学問研究と社会批判を封じられ軍事研究に動員されたことの痛切な反省から日本国憲法で「学問の自由」を規定しそれを保障するものとして「大学の自治」と教授会審議を尊重してきた戦後日本の大学観は、かなぐり捨てられている。こうした動向は最高規範たる日本国憲法の理念に実質的に抵触すると言わざるをえない。そして、今回の学内諸規則改正では、法人化後も事実上各大学の学内規則で残っていた、教育公務員特例法の規定と類似する事項（教員の採用・昇任・転任・降任・免職など人事権を含む）を教授会や教育研究評議会の審議事項から一切排除することが施行通知やチェックリストで文科省より指示された。そのことが文字通りおこなわれたならば、一般の教員による健全な批判精神にもとづく政治社会への言論、体制や権威を恐れず真理を追究する学問的姿勢は抑制され、結局は創造的な学問研究と主体的な学生教育を衰退させると考えられる。こうした事柄については既に、中世ヨーロッパ以来の大学の歴史を紐解くまでもなく、日本でも戦前・戦中において、人類は幾度も辛酸を舐め経験してきたのではないかと。大学を死に至らしめる過ちを繰り返してはならない。

◇ 山形大学の進むべき道

地方の中規模総合大学である国立大学法人山形大学も、この高等教育政策の動向にまさに規定づけられ、本年6月に大学改革戦略本部を設置してグローバル化対応の新学部や学科を構想しつつある。しかし、既に先進している他大学の動向もあるなかで独自の構想を打ち出せず大学内でも合意が形成できないでいる。その原因は大学執行部の問題というよりは、地方の実態やニーズをふまえず「国策」のために全国ほぼ画一的なミッションの再定義をおこなった高等教育政策そのものにある。さらに、この9月に山形大学の執行部が提起した学内諸規則改正案は「国立大学改革プラン」に集約された諸提言を最大限に斟酌したものとなっており、それが故に上述した様々な問題点を孕むのみならず、学部長はおろか副学部長や学科長に至るまでの任命制を規定するなど、文科省の施行通知やチェックリストにすら明記されていない内容をも「過剰」に盛り込む内容となってしまう。そこには、法律改正をふまえながらもそれ以上の変更については慎重になり可能な限り大学の特性を守り維持しようとする大学としての主体性が欠如している。

私たちは、山形大学の将来を上記のようなものにはしたくないと切に願う。そのためには、国政と高等教育政策そのものの転換をはかる以外にはないが、教職員の協同と連帯により、本来の大学の特性を維持し発展させる取り組みを粘り強く続けていきたいと考える。

「自律分散型」の大学運営を掲げて選出された山形大学長と執行部は、上記した高等教育政策の問題点をよく把握し、学内諸規則改正において各教授会など教育研究の現場の意見を大学運営に反映させていく諸制度を維持し、かつ運用をはかり、「学問の自由」と創造的自主的な研究教育環境がこの大学で保障されるように努めるべきである。また、文科省に対しても高等教育予算全体の増加を主張し、運営費交付金の基本部分に食い込むレベルの財政誘導や競争的資金化をやめるように積極的に発言していくべきである。歴史を振り返れば、文科省の高等教育政策にも誤りはある。政権や時代に翻弄される改革論よりも、世界の平和と国民の生活福利の充実、地域社会の課題解決と民主主義の発展に寄与する長期的な視野を基本に、今後の大学のあり方を構想していくべきである。